

助成団体募集:令和6年5月31日(金)まで

長久手市障がい者理解促進事業

この事業は、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発活動にかかる費用の一部又は全部について助成します。

■対象事業

事業区分	事業内容
(1) 教室等の開催	理解を深めるための教室等を開催し、障がい特性をわかりやすく解説したり、手話や介護等を実践したりする事業
(2) 事業所訪問	障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し、職員や当事者と交流し、障がい者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す事業
(3) イベント開催	有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障がい者に対する理解を深める事業
(4) その他形式	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する事業

■対象者

- 本市に住んでいる方(住民基本台帳に記載されている方に限ります。)
- 市内で障がい者等に関わる事業を実施している事業所・団体

■助成率・助成金額上限

- 助成率 10/10
- 助成金額上限 5万円



※予算額を超える申請があった場合は、申請額満額を助成できない場合があります。

■留意事項

- 必ず事業実施前に申請し、事業費の交付決定後から、原則として、令和7年2月末までに実施してください。
- 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業は対象になりません。
- 助成金の交付は、1団体あたり同一内容の事業につき3回までです。

■申請窓口・問合せ先

長久手市役所 福祉部福祉課障がい福祉係

TEL:0561-56-0614 / FAX:0561-63-2100 / E-mail:fukushi@nagakute.aichi.jp

申請書類は、長久手市ホームページからもダウンロードできます。